

11月25日 事務次官等会議  
11月26日 閣議  
12月 1日 公布(予定)

平成16年11月  
内閣府

## 「平成16年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

### 激甚災害名

#### 「平成16年新潟県中越地震による災害」

10月23日17時56分頃、新潟県中越地方の深さ13kmでマグニチュード6.8(暫定値)の地震が発生し、新潟県川口町で震度7を観測したほか、同県小千谷市、小国町、山古志村で震度6強を、同県長岡市、十日町市、堀之内町などの周辺12市町村で震度6弱を観測した。また、東北地方から近畿地方にかけて震度5強から1を観測した。

その後、この地震に伴う余震が頻発している。(11月22日15時現在、震度7を観測した地震が本震の1回、震度6強を観測した地震が2回、震度6弱を観測した地震が2回発生している。)

### 被害の発生状況

(1) 公共土木施設等関係(11/19現在) (単位:億円)

	公共土木施設	公立学校	公営住宅	老人ホーム	合計
査定見込額	1,686.5	76.6	3.1	4.2	1,770.4

(2) 農地、農業用施設及び林道関係(11/19現在) (単位:億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	65.6	288.7	21.4	375.7

(3) 農林水産業共同利用施設関係 被害見込額 5億円(11/19現在)

(4) 開拓者等の施設(水産動植物の養殖施設)関係 被害見込額 44億3千万円(11/19現在)

(5) 中小企業関係(11/2現在)

新潟県(小千谷市、十日町市、古志郡山古志村、北魚沼郡川口町)の被害推計報告額  
280億9千万円以上

## 適用すべき措置の概要

### 1 激甚災害（本激）＜全国について適用＞

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）  
公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（71% 86%（全体平均、過去5年間の実績））
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）  
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（84% 92%（農地、過去5年間の実績））
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）  
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（20% 30～90%）
- (4) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条第3号）  
水産動植物の養殖施設（共同利用施設を除く。）が被害を受けた場合の災害復旧事業に対し9/10の範囲内で補助を行う。（法第7条に基づき、政令で定めた水産動植物の養殖施設に限る。）
- (5) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）  
都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合等の倉庫等の共同施設であって政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき3/4を下らない率により補助する場合には、国は、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費（都道府県が3/4をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の2/3の補助を行う。
- (6) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）  
公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。
- (7) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）  
私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。
- (8) <sup>り</sup>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）  
激甚災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建

設等をするときには、当該公営住宅の建設費等に要する費用の補助の特例を行う。

一般災害時（公営住宅法第8条第1項） 2 / 3      激甚災害時 3 / 4

（9） 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

2 局地激甚災害＜新潟県<sup>おぢやし</sup>小千谷市、<sup>とおかまちし</sup>十日町市、<sup>こしぐんやまこしむら</sup>古志郡山古志村及び<sup>きたうおぬまくんかわくちまち</sup>北魚沼郡川口町の区域に係る激甚災害について適用＞

（1） 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。

（2） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（法第13条）

小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金及び中小企業近代化資金助成法の貸付金等について、その償還期間を2年間以内において延長する。

連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付

石井、江口、秋元

03-5253-2111（代）（51205・51210）

03-3501-5408

政令第 号

平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十六年新潟県中越地震による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第二号に係る部分に限る。）、第十四条、第十六条、第十七条、第二十二條及び第二十四条に規定する措置並び

に新潟県小千谷市、十日町市、古志郡山古志村及び北魚沼郡川口町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に關する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による改正前の法第十二条に規定する措置

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、当該激甚災害の発生の際に

養殖の用に供されていたこいの養殖施設（養殖池、給排水施設、ろ過施設、ばっ気施設、給飼施設、加温施設並びに資材及び飼料の保管施設に限る。）とし、その災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、十分の九とする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。